

10月開始!
公的年金から住民税の
天引き(特別徴収)が
始まります

昨年4月の地方税法改正により、今年10月から、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者(長寿)医療保険料とともに、公的年金から「住民税」が差し引かれることになりました。

対象者

平成21年4月1日時点で、65歳以上の公的年金の受給者で、個人住民税を納税されている方。

対象にならない方

- ▼介護保険料の特別徴収がされてない方
- ▼老齢年金などの年額が18万円未満の方
- ▼公的年金に係る税額が、老齢年金などから所得税・介護保険料・国民健康保険税および後期高齢者(長寿)医療保険料を差し引いた額を上回る方

また、遺族年金・障害年金については、非課税となるため、天引きする対象となりません。

徴収方法

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。

そのため、平成21年度の税額の前半分については、平成21年6月および8月に普通徴収(納税通知書により役場や金融機関などで納める方法)で納めていただいています。

また、公的年金以外の所得にかかる住民税については、従来どおりの方法により納めていただくこととなります。

基礎年金に係る国庫負担割合が変わります
(1/3→1/2)

国民年金法などの一部を改正する法律の施行により、国庫負担割合が、3分の1から2分の1に改正されるため、平成21年4月分以降の国民年金保険料免除期間を含む老齢基礎年金および寡婦年金に係る年金額の計算方法が変わります。

なお、多段階免除の保険料額は変わりません。

○お問い合わせ

【制度や手続きについて】

大方総合支所
 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701 (直通)

高知社会保険事務局
 幡多事務所

☎ 34-1616

【住民税について】

大方総合支所

税務課 住民税係

☎ 43-2816 (直通)

佐賀総合支所

総務課 税務係

☎ 55-3113 (直通)



「県民手帳」の予約を受け付けています

高知県統計協会が発行する「2010年版県民手帳」の購入予約申し込みを受け付けています。

価格(税込み)

ポケット版(8×12cm) 450円

デスク版(13×21cm) 750円

携帯に便利なポケット版、たくさん書き込めるデスク版!



内容(変更になる場合もあります。ご了承ください。)

2010年と2011年のカレンダー、月間表、週間表、県内の主な行事、度量衡の換算表、国内郵便料金表、印紙税額一覧、高知県で特に注意すべき災害について、パスポートについて、親族・親等表、年齢早見表、大阪と東京の路線図、その他

申し込み期限/9月18日(金)午後5時30分まで

【お申し込み・お問い合わせ】本庁総務課 企画振興係 ☎43-2177(直通)